

## 【陳情の審査】

陳情第67号  
自治会（町内会）非加入世帯のごみ捨て方法について、本市の方針を明確にし、それを市のホームページ等で市民に周知することを求める陳情

資料1 陳情第67号 説明資料

環 境 局

## 1 本市のごみ収集

### (1) 収集方法

ステーション方式

(所定のごみ集積所に排出されるごみ及び資源物を専用の車両で収集する方式)

※市内のごみ集積所：約55,000箇所（概ね14世帯に1箇所）

### (2) ごみ集積所の管理

- ・ごみ集積所は利用する市民や町内会・自治会などで管理
- ・集積所の容器やネットなどについては、利用している方々で購入及び管理

### (3) 排出先がない場合の対応

- ①近くのごみ集積所等の利用
- ②複数世帯でのごみ集積所の新設
- ③戸別収集の検討

## 2 関係法令等

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

#### 第6条の2

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

### 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

#### 第22条（※「一般廃棄物の処理等」抜粋）

市は、一般廃棄物処理計画に従って、自らの責任で家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。



家庭から出されるごみ及び資源物については、市で収集することが明記されている。

### 3 集積所に関する相談

#### 【通常の対応】

①市民から、集積所の新設、移設、分散、その他困りごと等に関する相談



②地域を所管している生活環境事業所へ連絡



③生活環境事業所において状況を確認



④生活環境事業所から課題解決に向けた解決策等を提案

### 4 本件における対応状況

【陳情者から相談】 令和6年3月15日～

自治会長から、自治会を退会する場合は、既存のストッカーを利用することはできないと言われたため、自治会に未加入の場合でも集積所を利用できるように対策を講じてほしいといった相談があった。

【状況確認】 令和6年3月23日

生活環境事業所職員が自治会長宅を訪問し状況を確認したところ、既存のストッカーは自治会費で購入したものであるため、利用することは難しいとのことであった。



【対応状況】 令和6年4月2日

既存のストッカーの利用が難しいのであれば、ストッカーの隣に容器で出すことについて自治会との調整を行い、右の写真のような状況で収集を行っている。



### 5 陳情に対する本市の考え方

#### 【陳情の要旨】

自治会（町内会）非加入世帯のごみ捨て方法について、本市の方針を明確にし、それを市のホームページ等で市民に周知していただきたい。

#### 陳情者の提案

案1 自治会のごみ箱を自治会非加入世帯も共同で使えるようにする。

案2 自治会非加入世帯に対して、ごみの戸別収集に対応する。

案3 方針を一概に決められず、個別対応とするならば、「ごみ集積所が使えない者については、個別対応とする」と明記する。

#### 【本市の考え方】

(1) 家庭系廃棄物については、市が収集する責務を負っているため、自治会未加入世帯であっても、市が収集しなければならない。

(2) 集積所に関する問題については、様々なケースがあるため、ステーション方式を前提として、その都度、相談内容に応じた対応が必要である。

## 6 相談に関するこれまでの取組

### 【これまでの取組】

#### (1) ごみ相談窓口の案内

身近な区役所等で資源物やごみに関する様々な相談ができる「ごみ相談窓口」を開設しており、ホームページで案内している。

#### (2) よく寄せられる質問を掲載

ホームページに、集積所についてのよくある質問を掲載している。

#### (3) 廃棄物減量指導員との連携

地域のごみ関係の諸問題について情報共有と課題解決に向けた連携を図っている。

### ごみ相談窓口をご利用ください

公開日：2019年4月1日  
更新日：2020年6月30日

市民の皆さんに身近な区役所等で、資源物やごみに関するさまざまな相談ができる「ごみ相談窓口」を開設しています。「資源物やごみの出し方がわからない」、「集積所をきれいにしたい」、「不法投棄で困っている」など、資源物やごみに関する相談を何でもお聞きします。

開設場所、日時、問い合わせ先		
場所	日時	問い合わせ先
幸区役所 1階情報コーナー横	毎月第2・4土曜日 9時～12時	中原生活環境事業所 044 (411) 9220 <a href="mailto:30nakase@city.kawasaki.jp">30nakase@city.kawasaki.jp</a>
中原区役所 1階エレベーター前	毎月第4土曜日 9時～11時	中原生活環境事業所 044 (411) 9220 <a href="mailto:30nakase@city.kawasaki.jp">30nakase@city.kawasaki.jp</a>
高津区役所 1階市民ホール	毎月第4土曜日 9時～11時	宮前生活環境事業所 044 (866) 9131

### よく寄せられる質問

公開日：2023年10月12日  
更新日：2024年7月22日

#### ▶ 集積所について

##### どこに出したらいいのかわからないのですが。

ごみ集積所は使用する市民の方に管理していただいております。近隣の方や町会等に聞いていただき、お近くの集積所を使用してよいか確認をしてください。

集積所の場所のみでしたら、生活環境事業所で案内できます。

なお、新築住宅の場合は不動産会社等でご確認ください。

##### 集積所を変更したい/分散したい。

ご近所どうしで相談した上で、生活環境事業所にご相談ください。変更したい場所が安全に収集できるかどうか確認し、収集ルートを変更します。

##### 新しく集積所をつくるにはどうしたらいいですか。

ご近所どうしで相談した上で、集積所にしたい場所が決まりましたら生活環境事業所へご相談ください。

### 7 今後の対策

#### 【対策の考え方】

- ・ ごみ収集方式は、効率性の観点から、原則、ステーション方式としている。
- ・ 自治会未加入世帯の既存集積所の利用については、利用者や管理している方で話し合っ  
て決めていただく必要がある。
- ・ ごみ集積所の相談は、移設や分散、入居者の排出に関する事など、多岐にわたるため、  
状況に応じた個別対応が必要となる。
- ・ そのため、早い段階で生活環境事業所へ相談されることが早期解決に繋がる。



①市民の皆様へ、ごみに関する相談事項は、早い段階で生活環境事業所へ相談するよう  
周知する。

⇒ごみ相談窓口の案内、ホームページのよくある質問等における新たな掲載

②地域のごみ集積所に関する情報収集を強化する。

⇒廃棄物減量指導員連絡協議会等で、町内会等で受けているごみに関する相談事項に  
ついて、生活環境事業所と些細なことでも早期に情報共有を図るよう周知する。